

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防

【災害に強いまちづくり】

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止すること、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 土砂災害防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、水害、山地災害、土石流、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このような災害を防止するため、従来から推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進する。

第1 土砂災害防止事業の推進

1 土石流危険渓流

土石流の発生が予想される危険渓流については、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、砂防事業を促進する。

また、県及び市は、砂防指定地に標識板等を設置し、地域住民に周知を図るとともに、治水上砂防の観点から有害行為を制限し、災害の予防に努める。市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

2 急傾斜地崩壊危険箇所等

本市には、山間地が多く、山崩れを起こす危険のある急傾斜地崩壊危険箇所があることから、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊張度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から、逐次、事業実施を促進する。

また、県及び市は、急傾斜地崩壊危険箇所に標識板等を設置し、地域住民に周知を図るとともに、急傾斜地の崩壊の助長又は誘発するおそれがある行為を制限し、災害の予防に努める。市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

3 がけ地近接住宅

がけ地近接住宅については、実態の把握に努め、危険住宅居住者には移転事業の説明を行い、移転を推進する。

4 主要交通途絶予想箇所

市は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が必要に応じてパトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止を行い、被害の未然防止に努める。

5 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

○土砂災害警戒区域等

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	・土石流 ・地すべり ・急傾斜地の崩壊	県知事	土砂災害の恐れのある区域
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや自治会長等、住民の参加を得て行うよう努める。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、県等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

3 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法等を明記した地区別防災地図（防災マップ等）を作成し住民へ配布する。

第2節 河川災害の防止対策の推進

本市は、川内川が貫流し、しかも多雨地帯という気象的に厳しい自然条件のもとに置かれており、洪水の被害を受けやすい特質があるため、河川災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

地形・気象等の自然的要因と宅地化等による土地利用の変化等の社会的要因のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、本流川内川については、年々改修を行っているが、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

(2) 河川及び治水施設の整備方策

河川の通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

2 重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

市は、重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する。

- ① 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性
- ② 避難路上の障害物等
- ③ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等
- ④ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制

第3節 防災構造化の推進

第1 防災的土地利用の推進

市内の防災基盤整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、道路改良事業等を推進することにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

2 消火活動困難地域の解消

市は、道路改良事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 公営住宅の不燃化推進

市は、老朽公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

4 消防水利・貯水槽等の推進

市は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、市は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等の整備・確保

市は、公園・緑地・空地等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

3 避難関連施設の整備

市は、浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備や、避難が遅れた場合の避難ビル等の確保を推進する。また、避難路や避難経路の整備、安全性の点検、及び避難時間短縮のための工夫を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

市は、道路部の擁壁等の点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配布や建築物防災週間において新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

第4節 建築物災害の防止対策

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

市の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これからの防災基幹施設や公共施設等が災害時に有効に活用できるように、関係機関と協力し、施設の機能の保持と安全性を確保する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図り、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防火週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防本部等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第5節 ライフライン施設等の機能確保

第1 水道施設の災害防止

ライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。

また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

第2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保に当たっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制の整備及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

第3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の典型

市民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、浸水の発生、道路のライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第6節 防災組織の整備**第1 応急活動実施体制の整備****1 職員の動員・配備体制の強化**

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制で対応する

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ① 動員配備・参集方法
 - ② 本部の運営方法
 - ③ 市防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるよう、次の対策を進める。

(1) 積極的な情報交換の実施

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行うものとする。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、本市を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 市町村間の広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

第7節 通信・広報体制の整備

第1 市の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線、並びに災害現場等との通信を確保するための移動系無線設備の保守整備に努める。また、伊佐市災害情報メール・エリアメールの保守整備に努める。

2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日ごろから通信施設の運用体制の充実に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

第2 消防相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

市及び消防関係機関は、消防相互通信無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信無線の整備に努める。

2 関係機関の通信手段の活用

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図れるよう努める。

第8節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第1 消防力の強化

1 消防組織体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

市の消防組織は、常備消防（消防本部、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

なお、消防団の部隊編成は資料編に掲げるとおりである。

《消防組織の整備状況》

（令和7年4月1日現在）

区 分	常 備 消 防				非 常 備 消 防		
	消防本部	消防署	分遣所	消防職員	消防団	分団	消防団員
人員等	1	2	2	100	1	17	328

(2) 消防力の充実

消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時には、避難誘導、災害防御活動等において重要な役割を担っている。

そのため、災害時の情報連絡や応急救護などについて、各消防職団員の技術の向上と資質の練磨を図るとともに、職団員福祉の充実などを推進し、消防力の充実を図る。

(3) 住民の消防体制の促進

消防団をはじめ自主防災組織等の組織の育成・強化を図り、運営、指導、連絡等の円滑化を行う。

(4) 消防関係機関相互の協力体制の強化

消防関係機関相互による消防業務の協力体制を強化するとともに、同時多発的・広域的な火災に対処するため、自主防災組織による出火防止、初期消火の徹底等と併せて総合的な協力体制の確立を図る。

(5) 消防署の整備

浸水想定区域の区域内にある大口消防署については、風水害時等において災害応急対策の拠点として機能を適切に発揮するため、浸水対策等の観点から移転整備に努める。

また、地震災害時の応急対策の拠点機能施設として、地震に対する高い耐震性を確保した庁舎とする。

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市及び消防本部は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市及び消防本部は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の指導

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市及び消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の指導

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるよう努める。

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

1 消防用水利の整備

大規模火災発生時における消火栓は、兵庫県南部地震の教訓に見られるように、水道施設の崩壊等によって断水又は極度の機能低下が予想される。このため、防火水槽・プール等の消防水利機能の充実を、地域の実情に合わせて計画的に推進するとともに、自然水利の活用を積極的に図る。

市内の消防水利の保有状況は、次のとおりである。

区 分	公 設	私 設	計
消火栓	3 6 7	9	3 7 6
防火水槽（100 m ³ 以上）			
防火水槽（60 m ³ ～100 m ³ 未満）			
防火水槽（40 m ³ ～60 m ³ 未満）	2 1 1	9	2 2 0
防火水槽（20 m ³ ～40 m ³ 未満）	4 7	2	4 9
小計	6 2 6	2 0	6 4 6
その他の水利（自然水利等）	1 2 0		1 2 0
水利合計	7 4 5	2 0	7 6 5

2 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

(1) 消防ポンプ車両等保有状況

消防本部及び市消防団における消防ポンプ車両等の保有状況は、以下のとおりである。

区 分	伊佐湧水消防組合		伊佐市消防団	合 計
	大口消防署	菱刈分遣所		
水槽付ポンプ車	1	1		2
普通消防ポンプ車	1		1 0	1 1
小型動力ポンプ積載車			2 3	2 3

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の整備方針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

第9節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊等のため、住民の避難を要する地域が数多く出る事が予想される。

このため、災害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の災害時要支援者の安全避難について留意する。

第1 避難所の指定・確保・安全性の点検

1 避難所の指定

市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとに、避難所を指定する。

また、指定避難所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底させておく。

なお、自治会及び自主防災組織等は、避難所への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するように努める。

2 避難所の確保と整備

(1) 避難所の確保

避難所は、学校、公民館等の既存建物を利用する。

(2) 避難所の処理能力等の把握

市は、避難所ごとに、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所の指定は、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物又は天幕等を設置し、避難所とする。

(3) 避難所の整備

避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、日ごろから整備に努めるものとする。特に女性や高齢者等の避難生活に配慮した環境の整備に努める。

(4) 避難所における備蓄等の推進

避難所の被災者へ迅速かつ的確に擁護活動を実施するため、必要最小限の物資の備蓄に努める。

3 避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等の危険性が小さいと考えられる安全なルートを複数選定しておく。

第2 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 土砂災害区域内の避難体制の確立

市は、土砂災害防止法第7条に基づき、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

3 避難の指示・誘導体制の確立

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

- ① 市長の避難措置は、原則として警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）警戒レベル5（緊急安全確保）の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経たず直ちに警戒レベル4、警戒レベル5を行う。
- ② 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、警戒レベル4（避難支持）を行う。

(2) 避難指示等の実施要領

- ① 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。
- ② 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課長）に報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の災害時要支援者の安全な避難を最優先する。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- ③ 状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じておく。

4 自主避難体制の整備

市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡す

るものとする。

5 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ① 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- ② 伊佐市災害情報メール、エリアメールにて伝達する。
- ③ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ④ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ⑤ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑥ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

6 災害時要配慮者の避難体制の強化

独り暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる災害時要配慮者の避難については、「災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、地域の実情に応じた災害時要配慮者の避難支援体制の整備を図る。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市は、日ごろから災害時要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市は、災害時要配慮者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。また、自主防災組織等は安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 災害時要配慮者に配慮した避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の災害時要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、一般の避難所とは別に、「災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」に基づき民間社会福祉事業所で、避難生活ができるよう配慮する。

7 避難計画の整備

(1) 災害危険箇所の整備

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、伊佐市災害情報メール、エリアメール、広報車、消防団員等による個別広報等の伝達についての効果的な運用方法を整備しておく。

(3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮にて定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。

(4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、災害時要配慮者については、誘導担当員を定める。

(5) 避難指示等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報及び土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などをもとに、住民への避難指示等の基準を定める。

8 避難訓練

市及び各防災関係機関は、自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。

避難訓練の方法は、本章第16節「防災訓練の効果的实施」で定める。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 学校等における児童生徒等の避難体制の整備

市長及び教育長は、市内の学校における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

① 集団避難計画の作成

① 教育長は、市内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

② 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

③ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導体制の強化

① 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

② 学校長は、概ね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

- ア 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難所の指定
 - ウ 避難順位及び避難所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒等の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 校舎等においては、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように準備しておく。
- ④ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- ⑤ 児童生徒を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
- ア 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。
 - イ 地域ごとに児童生徒等を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避けること。
- ⑥ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。
- ⑦ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

2 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入居者や病院等の患者などには、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「災害時要配慮者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や証明の確保が困難であることから、消防機関等へ通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や証明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第4 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

(2) 福祉避難所等の確保

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮し

つつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 避難所の運営体制の整備

市は、避難所毎に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所の整備運営体制の整備に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第10節 救助・救急体制の整備

風水害時は、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備に努める。

第1 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

1 市（消防本部を含む。）の救助・救急体制の整備

- (1) 消防本部との連携を密にし、救出対象者の状況に応じた救出ができる体制の整備に努める。
- (2) 市は、市内で予想される災害に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (4) 災害発生時における救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (5) 消防団は、日頃から、地域の災害時要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

第2 孤立集落対策

市は、土砂崩れ等による道路の寸断や浸水等により孤立が予想される地域については、鹿児島県作成の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

第3 住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第11節 交通確保体制の整備

第1 交通規制の実施

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通規則を実施する。

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道 及び県道） 市長（市道）	（道路法第46条） 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第76条） 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。 （道路交通法第4条～第6条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。

2 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。

警察機関	警察機関は、交通の混乱を予防し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用する事とし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 エ 警備業協会との協定 災害時の混乱期には警備業協会と締結した協定により協力を得る。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
------	---

第2 緊急通行車両の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

第12節 輸送体制の整備

第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

1 輸送手段の確保

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救助物資、資機材等を輸送する輸送手段を次のとおり確保する。

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として市現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、地上輸送の状況に関わらずヘリコプター等の出動を要請するほか、自衛隊の派遣を要請する。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

第2 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

第3 緊急輸送道路確保体制の整備

1 作業体制の充実

市及び道路管理者は、平素から災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

2 装備・資機材等の整備

市及び道路管理者は、平素から作業用装備・資機材等の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作

業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

第13節 医療救護体制の整備

1 緊急医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関は被害を受けて混乱が予想される。

このため市は、大口保健所、伊佐市医師会、医療機関、日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 救護班体制の整備

市は、救護班の編成計画を作成する。

市は、大口保健所、伊佐市医師会との連携のもと、公的医療機関、日本赤十字社鹿児島支部、伊佐市歯科医師会、伊佐市薬剤師会等、各救護班との相互連携体制を図る。

(2) 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて救護所を設置する。市は指定した避難所を救護所として設置するが、その運営については大口保健所や伊佐市医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

(3) 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）との連携を強化する。

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

(5) 情報連絡体制の充実

市は、大口保健所及び公的医療機関、伊佐市医師会、伊佐市歯科医師会、伊佐市薬剤師会、日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

2 後方搬送体制の整備

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。

(2) 市及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、それぞれの役割や分担を明確に定めておく。

(3) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タッグを活用した救護活動について日頃から訓練し習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者への対応

災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

② 在宅難病患者等への対応

平常時から大口保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

第14節 その他の災害応急対策・事前措置体制の整備

第1 食糧の供給体制の整備

1 食糧の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食糧の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し食糧を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的な食料の供給体制を確保する。
- (2) 市は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う
- (3) 住民は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて、緊急食糧の共同備蓄を進める。

2 食糧や飲料水の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達等について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 給水施設の応急復旧体制の整備

(1) 給水能力の把握

市及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し把握しておく。

(2) 復旧に要する業者との協力

市及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において、災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2 耐災害性の水道施設の整備促進

市及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し把握しておく。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

3 給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、必要に応じて、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、環境衛生、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大規模災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 環境衛生対策

(1) 営業施設での環境衛生対策

市及び県は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大規模災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、市及び県は状況により生活衛生営業指導センター等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急仮設住宅の需要が予想されるので、市は住宅

の供給体制の整備に努める。

- (1) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資機材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。
- (2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 消火設備の整備

市は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり消火設備の整備に努める。

- ① すべての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。
- ② その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。
- ③ 消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

2 文教施設に関する事前措置

郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第7 総合防災力の強化

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点の確保に留意する。

2 県消防・防災ヘリコプター等の活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用する。

【市民の防災活動の促進】

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織・女性防災リーダー・防災ボランティアの育成強化、災害時要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておく必要がある。

第15節 防災知識の普及・啓発**第1 住民に対する防災知識の普及啓発****1 住民への防災知識の普及啓発**

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関に災害防止運動を行うほか、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

市が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用して行う。

- ① 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- ② 伊佐市災害情報メール、エリアメール
- ③ ラジオ、テレビ、新聞、インターネット
- ④ 広報車の巡回
- ⑤ 講習会、パネル展示会等の開催
- ⑥ 映画、ビデオ、スライド
- ⑦ 防災行政無線及び有線放送等
- ⑧ 県防災研修センターの利用

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等災害時要配慮者に十分配慮して行う。

① 住民等の責務

- ア 自ら災害に備えるための手段を講ずること。
- イ 自発的に防災活動に参加すること。

② 地域防災計画の概要**③ 災害予防措置**

- ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

イ 家庭での予防・安全対策

- ・ 災害に備えた2～3日分の食糧、飲料水、7日分の日用品等の備蓄
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 出火防止、初期消火等の心得

- エ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
 - オ 避難場所での行動
 - カ 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - キ 災害危険箇所の周知
 - ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ケ 負傷者、災害時要配慮者等の救助の心構えと準備
 - コ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - サ 農作物の災害予防事前措置
 - ④ 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
 - エ 災害時の心得
 - ・ 災害情報の収集並びに収集方法
 - ・ 停電時の照明
 - ・ 非常食糧、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - ・ 屋根・雨戸等の補強
 - ・ 排水溝の整備・清掃
 - ・ 初期消火、出火防止の徹底
 - ・ 避難の方法、避難路、避難所の確認
 - ・ 高齢者等災害時要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
 - ⑤ 災害復旧措置
 - ア 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ⑥ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等
- (3) 防災知識の普及啓発の時期
- 普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。
- なお、市は防災関係機関と連携して、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教

育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の充実を図る。

第2 職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日頃から職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や防災対策関係法令の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食糧、医薬品・非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど自己啓発に努める。

第16節 防災訓練の効果的実施

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に
行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を
有する機関は、それぞれ目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第1 防災訓練の目標・内容の設定

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者
が、より実践的な防災訓練のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

2 防災訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練（情報伝達訓練）、図上訓練（D I G）
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊き出し）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) その他必要な訓練

第2 防災訓練の企画・準備

1 防災訓練の企画

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2 防災訓練の準備

最も訓練効果をあげる場所を選んで実施する。

家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害
のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検
討して行う。

第3 防災訓練の方法

市は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果のある方法で行う。防災
訓練に実施に当たっては、風水害等による被害を想定し、市は消防等防災関係機関と協力し、
また、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障
害者、外国人等災害時要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

1 市等が行う訓練

(1) 市の総合防災訓練

市は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

なお、防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- ① 消防訓練
- ② 通信訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 救出訓練
- ⑥ 救助訓練
- ⑦ 炊き出し訓練

(2) 消防訓練

市及び消防機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町等と合同で実施する。

(3) 非常通信訓練

市は、無線に関する訓練を実施する。

2 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市や消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

第4 訓練結果の評価・統括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第17節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進する。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図るとともに、女性の自主防災組織における中核的役割を担う組織づくりの推進を図る。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

- ① 土砂災害警戒区域等のある区域
- ② 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- ③ 土石流危険渓流のある地区
- ④ 山地崩壊危険区域のある地区
- ⑤ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑥ 工場等の隣接地区
- ⑦ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ⑧ その他危険地区

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意する。

- ① 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

- ① 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

- ② 自治会等の役員や女性防災リーダー等、自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ③ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。特に女性の役員を規約や防災計画（活動計画）に定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練（避難訓練、消火訓練、図上訓練等）の実施
- ウ 情報の収集伝達体制の確立
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
- カ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

② 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集
- イ 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ウ 責任者による避難誘導
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 出火防止及び初期消火
- カ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにし、女性や若年性・高校生等のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

第3 事業所の自主防災体制の強化の推進

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により、大規模な被害発生が予想

されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等の設置を促進する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ① 中高層建築物、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防隊等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要綱

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が分かれている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧バス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び消防計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

① 平常時

- ア 防災訓練
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する育成の実施

② 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導・救出救護

第18節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧家庭に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効率的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

市は平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

また、市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 ボランティアの参加の啓発と知識の普及

市は住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

2 ボランティアへの登録、把握

市は社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

市は大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

4 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効果的な活動が行われるよう、日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努める。

第3 ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの要請や導入についても検討が必要である。

1 一般労力提供型ボランティア

- ① 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- ② 避難所の運営への協力
- ③ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④ 清掃等の衛生管理

2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ① 災害支援ボランティア講習修了者
- ② アマチュア無線技士
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ④ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- ⑤ 船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- ⑥ 通訳（外国語、手話）

第19節 災害時要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「災害時要配慮者」と言われている。

このため、市及び防災関係機関は、平素から災害時要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 災害時要配慮者の実態把握

市及び防災関係機関は、災害時要配慮者について自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握しておく。

なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の保護やプライバシーには十分留意する。

第2 災害時要配慮者対策

1 緊急連絡体制の整備

市は、災害時要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の災害時要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに災害時要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

2 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、災害発生後の食糧・飲料水等については、住民自ら家族備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

3 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、災害時要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害に遭わないように、災害時要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練については、必ず、災害時要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

第3 社会福祉施設・病院等における災害時要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入居者等が「災害時要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよ

う、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や週初者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第2章 災害応急対策

【活動体制の確立】

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 市の応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

① 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、災害警戒本部を設置する。

② 警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は建設課長をもって充てる。

③ 警戒本部に災害警戒要員を置き、総務課職員をもって充てる。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

① 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

② 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

③ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められるとき。

(2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部に

よる対策実施の必要がなくなったときに解散する。

- (3) 本部を設置又は廃止したときは、県・関係機関・住民等に対し、通知公表する。

《災害対策本部設置・廃止の通知区分》

通知又は公表先	通知又は公表の方法
県（災害対策課）	電話その他迅速な方法
始良・伊佐地域振興局	電話その他迅速な方法
庁内各課	庁内放送、電話その他迅速な方法
伊佐湧水警察署	電話その他迅速な方法
報道機関	電話その他迅速な方法
一般住民	広報車、防災行政無線、メール配信、その他迅速な方法

- (4) 設置場所：災害による被災のおそれがない場合は、原則として市庁舎に設置するが、庁舎が被災して使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

第2 市災害対策本部の組織

1 本部の組織

- (1) 本部長（市長）：本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長・教育長）：副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 本部に各対策部及び部長を置き、各部に班及び班長を置く。
- (4) 本部会議は本部長、副本部長及び各対策部長で構成する。
- (5) 各対策本部に対策要員を置き、市の職員をもって充てる。
- (6) 本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

2 動員配備体制

職員の動員配置基準は次表による。

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	・市内に各種の気象情報等が発表されたとき。	・総務課職員	・県や関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	・市内に小規模な災害が発生したとき ・市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課職員 ・各対策部長及びその他必要と認める人員	・災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。

第2編 一般災害対策編
第2章 災害応急対策

災害対策本部体制	第1配備	・比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	・各課で情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる体制。	・災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	・大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	・災害対策本部の各班の必要人員をもってあたる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制。	
	第3配備	・市内全域にわたり甚大な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	・災害対策本部全員で防災業務に従事する体制。	

3 各部・各班の所掌事務及び配備要員数

部名	班名	所掌事務	配備要員の数		
			第1配備	第2配備	第3配備
総務対策部	本部連絡班 交通消防防災係	1 災害対策本部に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報、河川等の諸情報の収集に関すること。 5 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関すること。 6 県に対する災害報告に関すること。 7 災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関すること。 8 避難準備、指示の発令及び解除に関すること。 9 自衛隊の派遣要請等に関すること。 10 避難所の指定、開設及び避難所要員の派遣等に関すること。 11 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。	3	4	全員
	総務班 行政係 職員係 電算管理係	1 総務対策部の総括に関すること。 2 災害時における職員の配置並びに動員に関すること。 3 罹災見舞い及び災害視察に関すること。 4 住民情報等のデータ出力に関すること。 5 その他、災害対策本部の補佐に関すること。	1	4	全員

第2編 一般災害対策編
第2章 災害応急対策

	広報班 秘書広報係	1 広報に関すること。 2 災害写真の撮影収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 本部長が特に命じたこと。	1	2	全員
	情報収集班 政策調整係 行政改革係	1 災害情報の取りまとめに関すること。 2 避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関すること。 3 災害に関する国・県への要望書等に関すること。 4 その他、災害対策本部連絡班の補佐に関すること。	1	2	全員
	経理班 財政係 財産管理係 入札契約係 庁舎建設係 会計課管理係	1 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること。 2 応急復旧対策に関する資金に関すること。 3 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害に関する諸支出に関すること。 5 災害応急物資の調達に関すること。 6 車両の配車及び整備点検に関すること。	2	5	全員
	商工観光班 観光特産PR係 コミュニティ活力推進係 地域資源活用係 公園管理係 産業政策係	1 商工会等との連絡調整に関すること。 2 商工観光関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関すること。 4 観光客に対する災害情報の提供に関すること。 5 公共交通機関の運行状況に関すること。 6 中小企業復興資金に関すること。	1	5	全員
民生対策部	総務班 社会福祉係 障がい者支援係 保護係 高齢福祉係 介護保険係 子育て支援係 保育係	1 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 2 社会福祉施設等の災害対策及び被害調査並びに応急対策に関すること。 3 義援金等の受領、保管及び配分に関すること。 4 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること。 5 避難所（福祉避難所含む）の整備・管理に関すること。	2	5	全員
	保健班 健康保険係 健康推進係 こども相談係 こども健康係 地域包括支援係 高齢者支援係 保健師	1 医療機関との連携調整及び救護要請に関すること。 2 保健所との連絡調整に関すること。 3 救護所の設置及び運営に関すること。 4 医療救護、助産に関すること。 5 医薬品及び医療用資機材に関すること。 6 消毒医療品等の配布に関すること。 7 被災者の感染症対策に関すること。 8 高齢者、障がい者その他の配慮を要する者の支援に関すること。 9 被災者の健康管理に関すること。	1	3	全員

	衛生・防疫班 市民係 人権啓発・市民相談係 選挙係 総務振興係 市民窓口係 環境保全係 管理係	1 災害時における感染症の調査に関するこ 2 災害時における衛生広報に関するこ 3 外国人に対する災害情報に関するこ 4 遺体の収容・埋火葬に関するこ 5 災害地域の消毒及び防疫に関するこ 6 し尿、ごみ等廃棄物の処理に関するこ 7 死亡・獣畜の処理に関するこ 8 災害時における衛生施設の災害調査に関するこ 9 他班の応援に関するこ。	1	5	全員
農林対策部	農政班 農業政策係 担い手支援係 畜産係 鳥獣対策係	1 農作物関係被害状況の収集及び災害対策に 2 農作物の病虫害の予防及び駆除に関するこ 3 農業災害補償に関するこ 4 関係機関、農業団体等との連絡調整に関するこ 5 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急 6 復旧に関するこ 7 家畜の伝染病予防及び防疫に関するこ 8 農業関係災害に対する金融に関するこ。	1	4	全員
	耕地班 耕地係 農地振興係	1 農地・農業用施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関するこ 2 土地改良区、関係機関等との連絡調整に関するこ。	1	3	全員
	林政班 林政係	1 林務関係の被害状況の収集及び災害対策に 2 森林組合及び関係団体との連絡調整に関するこ 3 林道災害対策に関するこ。	1	3	全員
建設対策部	土木班 管理係 道路維持係 土木係	1 土木関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関するこ 2 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関するこ 3 地すべり、土砂崩れによる災害対策に関するこ 4 水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関するこ 5 避難路、輸送路の確保に関するこ 6 障害物の除去に関するこ 7 災害における通行止め及びう回路等の計画並びに実施に関するこ。	1	4	全員
	建築班 建築係 都市計画係 住宅係 下水道係	1 被災建築物応急危険度判定の実施に関するこ 2 市営住宅の供給に関するこ 3 応急仮設住宅建設、供与に関するこ 4 避難所の仮設トイレ等の設置に関するこ 5 建築工事関係者との連絡調整に関するこ 6 下水道全般に関するこ。	1	2	全員

第2編 一般災害対策編
第2章 災害応急対策

水道対策部	給水班 管理係	1 給水全般に関する事。	1	2	全員
	工務班 工務係	1 上水道災害対策に関する事。	1	1	全員
教育対策部	教育班 教育総務係 企画係 施設管理係 学事係 指導係 社会教育係 文化財係 文化芸術係 スポーツ係 給食センター管理係	1 教育対策部の総括に関する事。 2 学校・社会教育施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事。 3 児童、生徒等の避難及び安全確保に関する事。 4 学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。 5 教材等の調達及び施設、教職員の確保に関する事。 6 学校給食に関する事。 7 災害後の教育環境及び保健衛生に関する事。 8 史跡、文化財の被害調査及び保護に関する事。	5	15	全員
応援対策部	応援班 市民税係 固定資産税係 収納管理係 議会係 監査事務局	1 被災世帯、固定資産等の被害調査に関する事。 2 罹災証明書に関する事。 3 被災者の輸送に関する事。 4 自衛隊派遣部隊の受入れに関する事。 5 他の班の応援に関する事。	3	5	全員
消防対策部	消防班 消防本部	1 消防対策部の総括に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 非常無線通信に関する事。 4 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関する事。 5 水防法に基づく水防活動その他対策に関する事。 6 避難、誘導、救出及び捜索に関する事。 7 警備、警戒、防衛活動等に対する警察との連絡調整に関する事。 8 災害状況調査に関する事。			全員

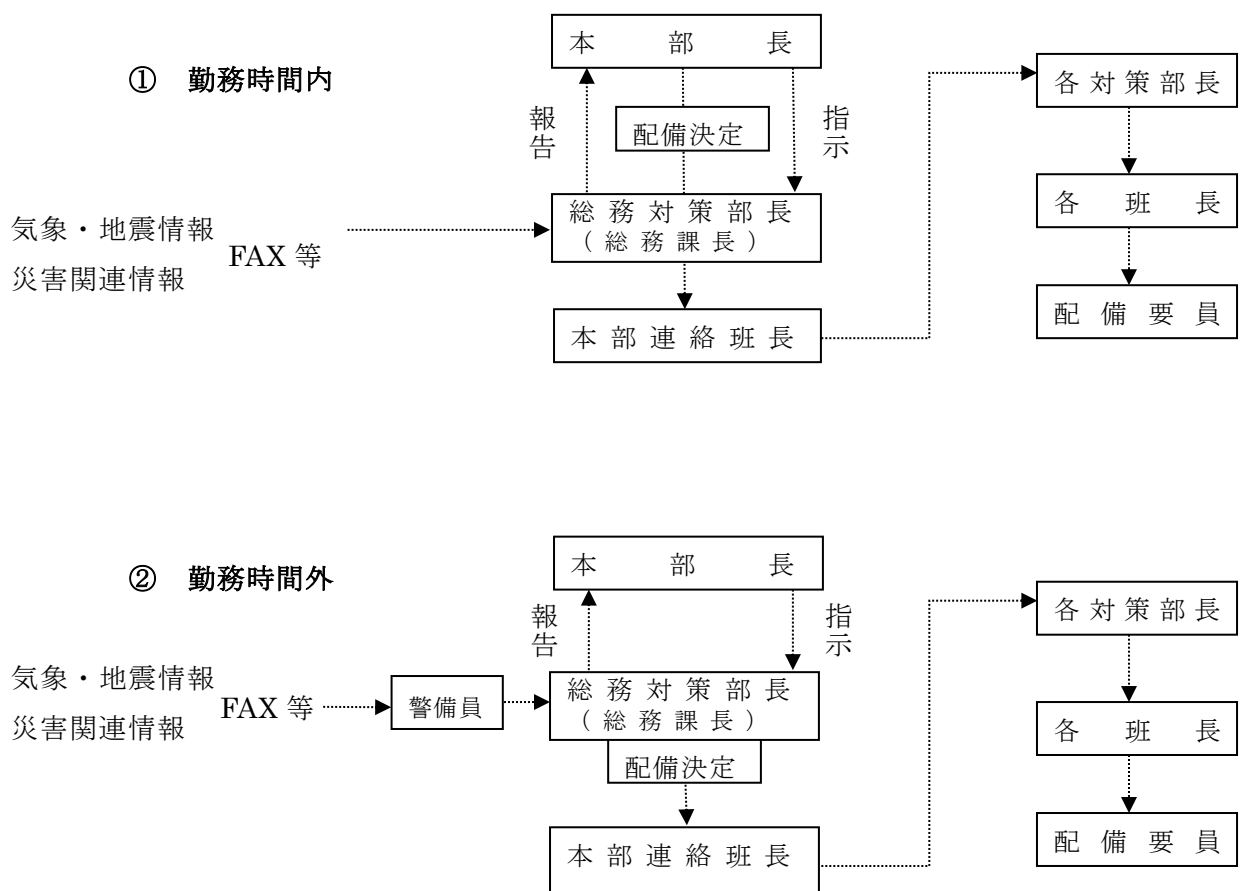
4 動員方法

(1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

- ① 職員（時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常気象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長及び関係課長等に連絡する。
- ② ①の通報を受けた総務課長及び関係課長等は、必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

(2) 災害対策本部が設置された場合の動員

- ① 配備要員の動員は、次の系統により行う。



- ② 各対策部長は勤務時間外における班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。
- ③ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。
具体的な内容については、「災害時における職員服務基準」に準ずる。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、市は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 市の通信連絡手段の確保・運用

1 通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線・伊佐市災害情報メール・エリアメールを基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

市は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に活用できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務としての知事が行い、市長がこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する市において、現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき
 - ① 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
 - ② 県内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
 - ③ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

伊佐市の災害救助法適用基準

人 口 (令和7年4月1日現在)	基 準	
	1 号	2 号
22,439人	50	25

2 救助の実施程度、方法及び機関

救助の実施程度、方法及び機関については、県防災計画に準じるものとする。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等による一時的に居住することがで

きない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全滅・全焼・流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続

災害に対し、市における災害が、上記第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に報告する。

第4節 広域応援体制

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第1 県及び市町村相互の応援協力

1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市は災害が発生し、本市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、迅速に応援を要請する。

- (1) 隣接市町村は、応急措置の実施について相互に応援協定を行うものとする。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は、県災害対策本部始良・伊佐支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策本部始良・伊佐支部等は、自ら応援を行うとともに管内市町に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町は、応援措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応援措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

3 市内所在機関相互の応援協力

災害が発生し又はまさに発生しようとする場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする恒久的団体等に応援協力を要請する。

第2 応援の受入れ体制の確立

市は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 実施責任者

1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は市長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知するものとする。

2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- ① 陸上自衛隊 西部方面総監
- ② 陸上自衛隊 第8師団長
- ③ 陸上自衛隊 第12普通科連隊長
- ④ 海上自衛隊 佐世保地方総監
- ⑤ 海上自衛隊 第1航空群司令
- ⑥ 海上自衛隊 奄美基地分遣隊
- ⑦ 航空自衛隊 新田原基地司令

3 災害派遣受入れ

市長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

第2 災害派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣を擁する基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団、その他では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第3 市長の災害派遣依頼要請

1 派遣要請依頼の担当

市長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は、総務課長とする。

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼の要望

各部長は、所管の対策業務について要請基準による自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請依頼の要望を行うものとする。

(2) 要請依頼

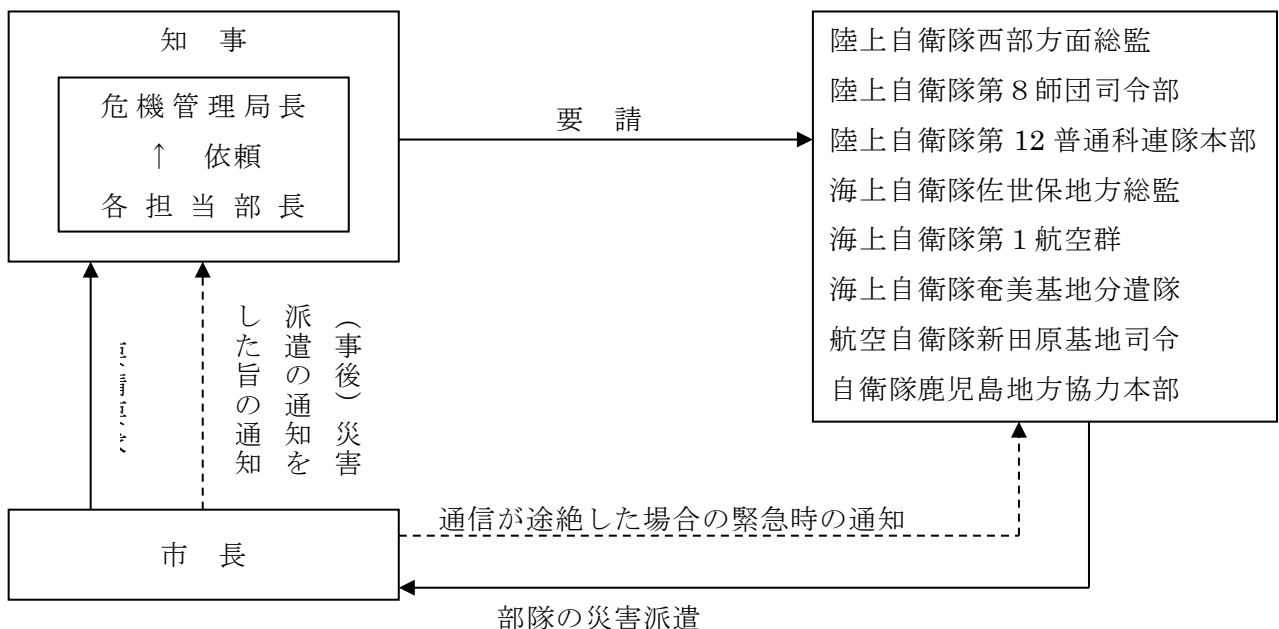
総務課長は各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めたときは、市長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行うものとする。この場合、第4に掲げる要請依頼要件を明示するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長の指示により、災害派遣実施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告するものとする。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行うものとする。

第4 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行うものとする。

- ① 災害時の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

第5 自衛隊派遣要請系統



第6 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

1 自衛隊関係機関

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部	熊本市東町 1-1-1	096-368-5111	県内
〃 第8師団司令部	防衛課 運用班 第3部	熊本市清水町八景水谷 2-17-1	096-343-3141	
〃 第12普通科連隊本部	防衛班 第3科	霧島市国分福島 2丁目 4-14	0995-46-0350	
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111	県内
〃 第1航空群	司令部 幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 27	0997-72-0250	
航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町新田 19581	0983-35-1121	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

2 災害派遣要請事務担当者

災害派遣要請関係機関		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理防災局	災害対策課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286- 2276	
〃 総務部	人事課	〃	099-286-	
〃 男女共同参画局	くらし共生協働課	〃	2045	
〃 くらし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	099-286-	
〃 農政部	農政課	〃	2518	
〃 土木部	監理課	〃	099-286-	
〃 〃	河川課	〃	2656	
〃 環境林務部	環境林務課	〃	099-286-	
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	3085	
〃 教育委員会	総務福利課	〃	099-286-	
〃 出納局	会計課	〃	3483	
〃 警察本部警備部	警備課	〃	099-286-	
			3586	

			099-286- 3332 099-286- 2929 099-286- 5190 099-286- 3765 099-206- 0110	
--	--	--	--	--

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

第7 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、おおむね次のとおりである。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の搜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の警戒
- ⑦ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯及び給水の支援
- ⑪ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑫ 交通規制の支援
- ⑬ 危険物の保安及び除去
- ⑭ その他部隊が対処し得る業務

第8 派遣部隊の受け入れ

1 所管

災害派遣部隊の受け入れ措置については、総務対策部長及び関係対策部長とし、派遣部隊との緊密な連携のもとに、次の措置を実施するものとする。

2 事前措置

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊所、車両、器具の保管場所の準備

- (3) 派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等の準備。なお、準備を要する諸器材で、市において準備できないものについては、県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用するものとする。
- (4) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配備等に関する計画の作成。

3 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊の集結地への誘導
- (2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置
- (3) 市が準備する器材類の品目、数量、集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議
- (4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- (5) その他必要と認められる措置

第9 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第10 自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資・人員の輸送が考えられるので、市において適地を選定しておく。

（ヘリコプター発着予定地）

名称	所在地	緯度（N）	経度（E）	標高（m）
北薩ヘリポート	大口宮人 502-107	32° 01' 41"	130° 34' 57"	202
伊佐市陸上競技場	大口鳥巢 336-1	32° 03' 24"	130° 35' 57"	181
菱刈農村公園グラウンド	菱刈前目 251-1	32° 00' 26"	130° 38' 03"	183

第6節 技術者、技能者及び労働力の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 （除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	知事（委任を受けた場合は市長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 （災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 自動車運送業者及びその従事者
災害救助、災害応急対策作業の 知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般 （災害対策基本法による市長、 警察官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般 （警察官職務執行法による警察	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関関係団体との連携を密にしながら、以下によりボランティアによる支援体制の確立に努める。

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は、市と協議の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、市社会福祉協議会がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、現地本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

【緊急避難期の応急対策】

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要配慮者への支援を含む。）や水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 気象警報等の収集・伝達

市は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される次の情報等を収集し、また、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 情報の種類

- ① 気象警報等（鹿児島地方気象台）
- ② 土砂災害警戒情報（鹿児島地方気象台・県）
- ③ 雨量、河川水位等（県）
- ④ 水防警報（県）

第2 警報等の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、総務課長（総務課）において受領する。
- (2) 勤務時間外にあっては、警備員を経て、総務課長に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により受領及び通報を受けた総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長及び副市長にその旨を報告するものとする。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、下記のとおりとする。
正：総務課長 副：交通消防防災係長
- (5) 警報等を受領した伝達担当職員は、伊佐市災害情報メール等を活用し、周知伝達するものとする。

第3 注意報・警報等の区分及び発表の基準

- (1) 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報・情報

区 分		発 表 基 準
注 意 報	風雪注意報	風雪により災害の起こるおそれがある場合に行う。 具体的には、雪を伴い平均風速が 12m/s 以上が予想される場合
	強風注意報	強風により災害が起こるおそれがある場合に行う。 具体的には、平均風速が 12m/s 以上が予想される場合
	大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがある場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 （大口）1 時間雨量 平坦地 40 mm （菱刈）1 時間雨量 平坦地 30 mm 平坦地以外 40 mm 土壌雨量指数基準 113
	大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがある場合に行う。

		具体的には次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さ 平地 5cm 山地 10cm
	濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい障害が起こると予想される場合に行う。具体的には視程が陸上で 100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合に行う。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 最小湿度が 40%以下で、実効湿度 65%以下
	霜注意報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合に行う。 具体的には、11月30日までの早霜、3月10日以降の最低気温が 4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 冬期：最低気温が－7℃以下 夏期：平均気温が平年より 4℃以上低い日が3日続いた後さらに 2日以上続くと予想される場合
	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがある場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 (大口) 1時間雨量 40mm (菱刈) 1時間雨量 平坦地 30mm 平坦地以外 40mm 流域雨量指数基準 羽月川流域 15 市山川流域 14

区 分		発 表 基 準
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合に行う。 具体的には、平均風速 20m/s 以上が予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって、重大な災害の起こるおそれがある場合に行う。 具体的には、雪を伴い平均風速 20m/s 以上が予想される場合
	大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれがある場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 (大口) 1時間雨量 平坦地 70mm (菱刈) 1時間雨量 平坦地 60mm 平坦地以外 70mm 土壌雨量指数基準 174
	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さ 平地 20cm 山地 30cm
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 (大口) 1時間雨量 平坦地 70mm (菱刈) 1時間雨量 平坦地 60mm 平坦地以外 70mm 流域雨量指数基準 羽月川流域 30 市山川流域 17
土砂災害警戒情報		大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 120mm

特別警報	大雨・暴風	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合（平成25年8月30日から）
------	-------	---

第4 鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害応急復旧対応を適時適切に行えるよう支援することや、住民の自主避難の判断等にも利用する目的で鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表される。

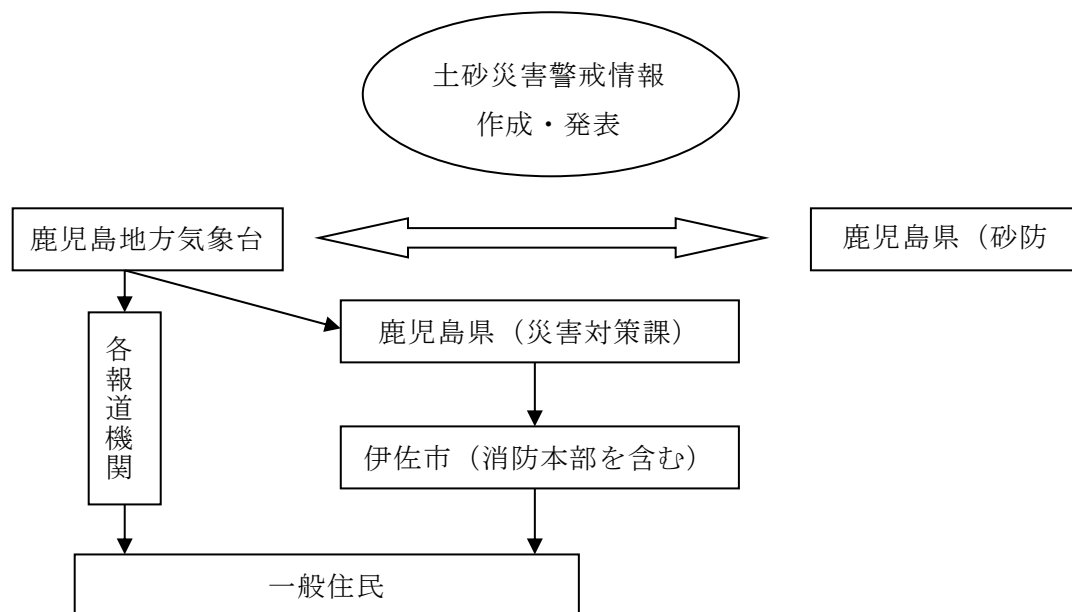
1 発表基準

大雨警報の発表中において、県が監視する土砂災害発表予測システムの危険指標と気象台が監視する土壌雨量指数の履歴順位について、共に条件を満たしたとき。

2 解除基準

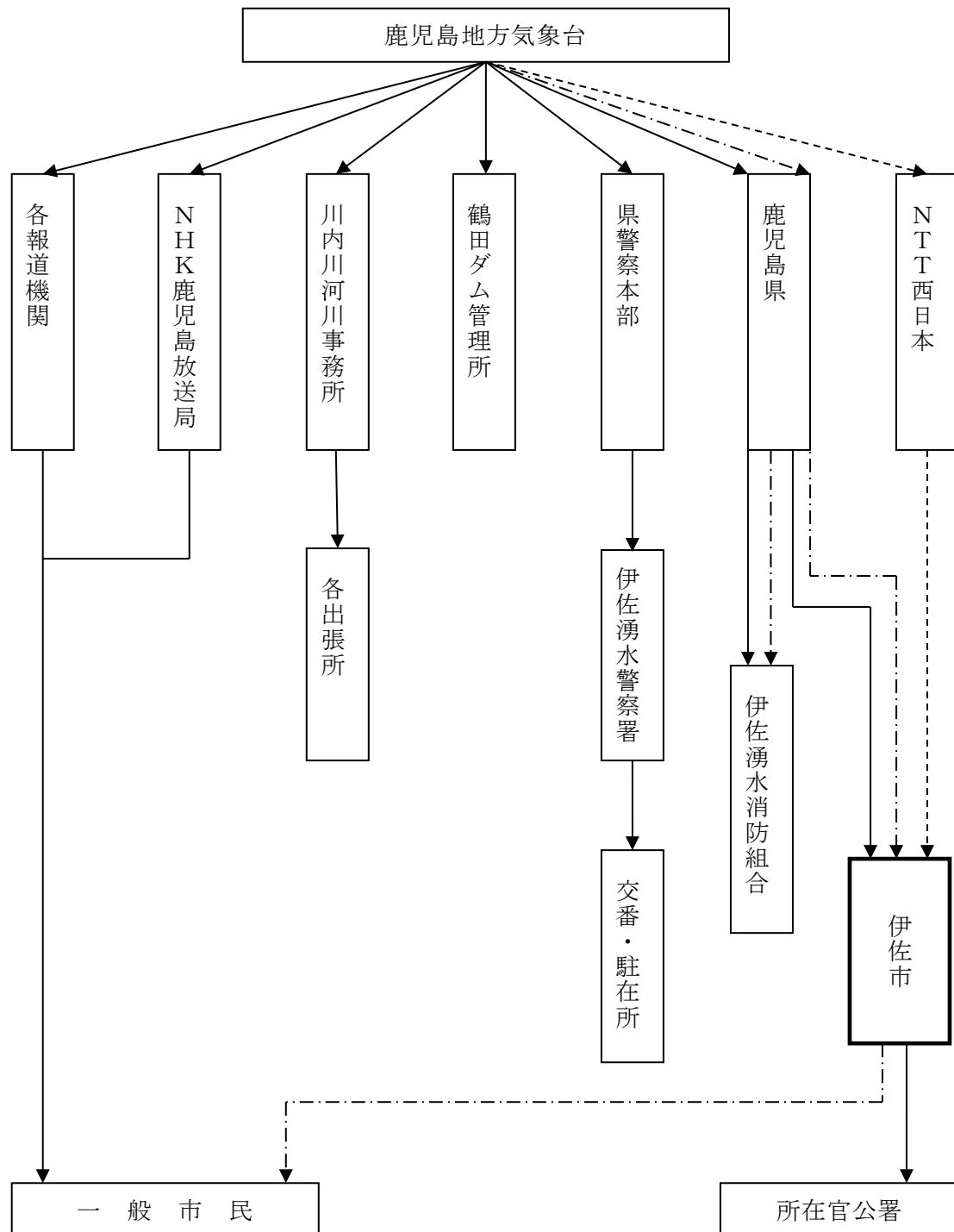
県が監視する基準と気象台が監視する基準のどちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるとき、又は大雨警報が解除されたとき。

<土砂災害警戒情報の伝達系統>



第5 警報等伝達系統図

気象予報・警報、情報等の伝達系統



(注) —————> 予報・警報とも通報 - - - - -> 警報だけ通報 - · - · - ·> 火災気象通報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 気象官署からNTT西日本への通知は、気象業務法第15条に基づくものである。

第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

情報の収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報を優先し、速報性を重視する。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

1 収集すべき災害情報等の内容

- ① 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- ② 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ③ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- ④ 出火件数又は出火状況
- ⑤ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- ⑥ 輸送関連施設被害（道路等）
- ⑦ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- ⑧ 避難状況、避難所開設状況
- ⑨ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 市による情報収集

市は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報のほか、登庁後、書類による報告を行うものとする。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

(3) 調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

調査分担表

被害区分	担当課	協力団体等
人的・住家等の被害	総務課 税務課 福祉課	自治会長、民生委員、施設管理者等
市有財産の被害	財政課	施設管理者
水道関係の被害	水道課	水道事業者、施設管理者
農業関係（含畜産）の被害	農政課	J A北さつま、土地改良区
林業関係の被害	林政課	森林組合
商工業関係の被害	企画政策課	商工会
土木・建築関係の被害	建設課	市内建設業者
学校施設関係の被害	教育委員会	学校長、施設管理者
社会福祉関係の被害	福祉課	社会福祉協議会、民生委員、施設管理者

3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

(1) 市における報告情報の集約

市災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

(2) 市から県等への報告

市は、県にできるだけ早期に被害概要に関する報告を行う。特に、災害の規模の把握のための市から県等への報告は、次のとおり実施する。

① 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

イ 勤務時間内（災害発生直後）

② 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請書等の必要性の有無）が得られていれば県等へ報告・要請する。

③ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム及び方法を用いる。

④ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 情報の優先度及び共有化

市は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を

実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

また、市は消防機関、警察等関係防災機関が適切な災害応急対策が実施できるよう、災害情報の共有化を図る。

第2 災害情報等の報告

1 災害情報等の報告系統

市は、市内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行い、県と連絡がとれた場合には、県にも報告を行う。

回線別		平日（9:30～18:30）	左記以外
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛生通信ネットワーク	電 話	#6-2-048-500-7527	#6-2-048-500-7782
	F A X	#6-2-048-500-7537	#6-2-048-500-7789

2 災害情報等の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間ににおける災害に関する次のようなものをいう。

- ① 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの。
- ② 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。
- ③ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。
- ④ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により報告（通報）する。

3 災害情報、災害報告の通報及び報告

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報

- ① 発見者の通報：異常現象を発見したものは、直ちに次のとおり通報するものとする。

ア 河川の漏水等水防に関するもの……消防本部、建設課、総務課、消防団

イ 火災発生に関するもの……消防本部

ウ その他異常現象……消防本部、警察署、総務課

- ② 消防長等の通報：異常現象発見の通報を受けた消防長（署員）等は、直ちに市長に報告するとともに必要な対策を実施するものとする。

- ③ 市長の通報：①、②及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

ア 気象・地震に関するものは鹿児島地方気象台

イ その異常現象により災害発生が予想される隣接市町

ウ その異常現象により予想される災害の対策実施機関（県又は同出先機関）

- ④ 市長の气象台に対する通報要領：異常現象を承知した市長は鹿児島地方气象台に次の要領で通報する。

ア 通報すべき事項：気象関係（竜巻、強い降雹など）

イ 通報の方法：通報の方法は電話、FAX等最も効果的な手段をもって行う。

(2) (1)以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

- ① 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務課長を経て市長へ報告するとともに、各対策部長の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。
- ② 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の報告を受けた総務課長は、当該報告を収集整理のうえ、市長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

4 被害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き、「災害状況速報」によるものとする。

5 被害報告の認定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公 共 建 物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 損 (全壊・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修によ

・埋没)	り元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半損 (半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

第10節 広報計画

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、迅速かつ安全な避難誘導ができるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も有効な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行するうえで、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 市による広報

1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず本部連絡班を通じて広報班に連絡するものとする。
- (2) 総務対策部長は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し、災害広報に万全を期する。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた広報班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 広報班は各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、ビデオその他の取材活動を実施する。

2 市民に対する広報

広報は、内容に応じ次の方法により行う。

- ① 防災行政無線等
- ② 伊佐市災害情報メール、エリアメール
- ③ 広報車の巡回等（消防車を含む。）
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
- ⑤ 広報誌、市ホームページ等

3 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

- (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）、高齢者等避難、避難指示

市は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ避難に関する広報を実施する。

- (2) 災害発生直後の広報

市は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災活動を喚起するため、各種広報媒体を活用して、次の内容を広報する。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害応急対策状況
- ③ 災害状況
- ④ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

- ⑤ 隣近所等の災害時要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ⑥ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示
- (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報
市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。
 - ① 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ。
 - ② 地区別の避難所の状況
 - ③ 混乱防止の呼びかけ：不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ等から情報入手する。
 - ④ 安否情報：安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「1 7 1」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。
 - ⑤ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
 - ⑥ 気象警報などの解除
 - ⑦ 災害対策本部の廃止

第2 報道機関等に対する情報の発表

1 報道発表の要領

- (1) 報道機関への情報提供
 - ① 報道機関への情報提供は、「広報班」が行う。
 - ② 広報班は、提供する情報が一部の報道機関に偏らないように留意し、発表の日時、場所等を各報道機関に周知したうえで行う。
 - ③ 直ちに広報する必要がある情報は、積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

2 報道機関への要請並びに発表する広報内容

- (1) 雨量・河川水位等の状況[発表]
- (2) 災害対策本部の設置の有無[発表]
- (3) 被災状況（発生箇所、被害状況等）[発表]
- (4) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）[発表]
- (5) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ[要請]
- (6) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数[要請]
- (7) 避難状況等[発表]
- (8) 被災地外の住民へのお願い[要請]

（例）

- ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないほしい。
- ・安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「1 7 1」を活用してほしい。
- ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。

- (9) ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
- (10) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- (11) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕
- (12) 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に市（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに係る問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は住民等からの通報内容で必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

第11節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、消防機関等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「伊佐市水防計画」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「伊佐市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「伊佐市水防計画」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

市は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ① 出動・監視・警戒及び水防作業
- ② 通信連絡及び輸送
- ③ 避難のための立退き
- ④ 水防報告と水防記録
- ⑤ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、土砂災害警戒区域等における斜面崩壊、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県、市等において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第12節 消防活動

火災が発生した場合、市及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、市及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 市・住民による消防活動

1 市及び消防機関の活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(1) 消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団（以下「消防隊」という。）を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

① 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

- ・ 延焼火災の状況
- ・ 自主防災組織の活動状況
- ・ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ・ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- ・ 要救助者の状況
- ・ 医療機関の被災状況

② 消防活動

- ・ 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動
- ・ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ・ 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動
- ・ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動

(2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防署と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防署出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

① 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

② 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

③ 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急救置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 住民、自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。

特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住 民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

① 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

② 消防隊（消防本部・消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

① 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ・ 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- ・ 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- ・ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所管する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

2 緊急消防援助隊等の出動要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第13節 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる。

このため、特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部等は警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定されることから、市・消防本部等は警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市長は関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。

避難措置は、おおむね次の基準及び土砂災害警戒情報や県の土砂災害発生予測情報システムの危険指標等を参考のうえ、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難し、その他の人は、立退き避難

の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所または緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

【高齢者等避難の基準】

① 暴風の場合

暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合（風速 20m/s 位で更に強まっていくような場合など）

② 豪雨の場合

相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（連続雨量が 100 mmを超えたとき又は時間雨量が 30 mmを超えた場合など）ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする。

③ 洪水の場合

羽月川では花北水位観測所水位が、また、川内川では栗野橋水位観測所が氾濫注意水位に達し、更に増える見込みのある場合

④ その他の場合

周囲の状況から判断し、危険が予想されるとき。

(2) 避難指示

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

【避難指示の基準】

① 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきた場合（風速 20m/s 以上となり、更に強まっていくような場合など）

② 豪雨の場合

豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきた場合（連続雨量が 150 mmを超えたとき又は時間雨量が 50 mmを超えた場合など）ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする。

③ 洪水の場合

羽月川では花北水位観測所水位が、また、川内川では栗野橋水位観測所が避難判断水位に達し、更に増える見込みのある場合

④ その他の場合

周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当の危険が迫ってきたとき又は、土砂災害警戒情報が発表された場合

警戒レベル一覧

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報等
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意報
警戒レベル 2	避難に備え、自らの避難行動を確認する	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報
警戒レベル 3	高齢者等や高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始する	高齢者等避難
警戒レベル 4	危険な区域にいる者はその区域以外の安全な場所に全員避難	避難指示
警戒レベル 5	すでに周囲で災害が発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産確保の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- ② 災害時要配慮者施設への通報に配慮する。
- ③ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を知事等（災害対策課）に報告する。
- ④ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

3 避難指示等の実施要領

- (1) 避難の指示等は、迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 高齢者等避難の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け、昼間に行うよう努める。
- (3) 高齢者等避難に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を伝達する。
- (4) 市長以外の避難準備指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知するものとする。
- (5) 市長は、自ら避難準備指示等を行ったとき、又は他の避難指示権者から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（災害対策課長及び始良・伊佐地域連絡協議会長）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

4 避難指示等伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により早急に周知徹底を図るものとする。

- ① 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達。
- ② 防災行政無線、伊佐市災害情報メール、エリアメール、電話、その他特使等の利用による伝達。
- ③ サイレン、鐘による伝達。
- ④ 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達。
- ⑤ 洪水による避難の指示は次の信号による。

サイレン			警 鐘
1 分	（休止 5 秒）	1 分	乱 打

5 避難の誘導方法

- (1) 各地区の避難誘導は、消防団や自主防災組織が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。
- (2) 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。
 - ① 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物に沿って経路を選ぶようにする。
 - ② 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
 - ③ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石堀等崩壊しやすい経路は避けること。
- (3) 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
 - ① 避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
 - ② 避難経路中危険箇所には、標識、縄張りをし、誘導員を配置するようにする。

- ③ 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して、安全を図るようにする。
- ④ 幼児や携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

6 災害時要配慮者の避難対策

高齢者、傷病者、身体障がい者、外国人等いわゆる災害時要配慮者の避難については、以下の点に留意して優先して行う。

- (1) 市長は、避難を要する災害時要配慮者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。
- (2) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

7 避難順位及び携帯品等の制限

(1) 避難の順位

- ① 避難の順位は、いかなる場合においても、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者を優先して行うものとする。
- ② 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するものとする。

(2) 携帯品の制限

- ① 携帯品は必要最小限度の食糧・衣料・日用品・医薬品等とする。
- ② 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別・危険の切迫度・避難所の距離・地形等により決定しなければならない。

8 避難所の設置

避難所は、原則として学校、集会施設等の既存建物を利用するが、これらの建物を得難いときは、野外に借小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

- ① 指定避難所は、資料編又は当該危険地区に近接して所在する公民館・学校等の公共建物を優先的に利用するものとする
- ② 避難所の開設は、総務対策部が行い、管理は民生対策部が行う。避難所を開設したときは、職員を駐在させて、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。
- ③ 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務対策部に報告するものとする。
- ④ 災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行規則に定めるところによる。

第3 学校・教育施設等における避難措置

児童生徒、園児の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

1 避難の指示等の徹底

- (1) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示を行う。
- (3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (4) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- (6) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において、児童生徒をその保護者のもとに誘導し引き渡す。
- (7) 学校が市地域防災計画に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (8) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

2 学校等における避難誘導

- (1) 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- (2) 校長は、概ね次の方法で避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。
 - ① 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - ② 避難場所の指定
 - ③ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - ④ 児童生徒の携行品
 - ⑤ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (3) 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- (4) 災害が学校内または学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- (5) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - ① 各自治会への教師の誘導を必要とする場合は、自治会ごとに安全な場所まで誘導する。
 - ② 自治会ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（崖崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- (6) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難

1 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

2 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

3 避難の指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第5 広域避難

1 広域避難

市の対応については、次のとおりである。

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村へ直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れにつ

いては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を必要とする
と認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市長村と協議する。

- (2) 広域避難を要請したときは、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。
- (3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市が行い、避難者を受け入れた市長村は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については市地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び緊急指定避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市長村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第14節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

第1 救助・救急活動

1 市、関係機関等による救助・救急活動

(1) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じドクターヘリや県消防・防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターにより行う。
- (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備、資機材の調達

1 救助・救急用装備、資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況（令和6年4月現在）

- (1) 消防本部・大口消防署
救急車 2台 救助工作車 1台
- (2) 大口消防署 菱刈分遣所
救急車 1台

第15節 交通の確保及び規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の措置を行う。 ① 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 ② 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 (4) 警察官の措置命令等 ① 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 ② ①の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

自衛官又は 消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)①、②の措置をとることができる。
---------------	--

2 関係機関との相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由をそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 う回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。(規制の標識は様式1)

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。(規制の標識は様式2)

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両確認証明書の申請

市は、緊急通行車両として市有車両を使用するときは、県（災害対策課）、警察本部又は伊佐湧水警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

2 確認対象車両

確認対象車両は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

3 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（災害対策課）、警察本部又は伊佐湧水警察署は、緊急通行車両であることが確認したときは、標章及び証明書を交付する。

4 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

5 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

① 走行中の場合は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

② 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

① 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

② 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道

路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第16節 緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ輸送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 第1段階の続行 (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

(1) 緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものを選定する。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	(1) 確保順位 ① 市所有の車両等 ② 公共的団体の車両等 ③ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 ④ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 市所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話 099-261-1167)
航空機	市長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに県消防防災ヘリコプターを出動させ、又は自衛隊に航空機の出動、派遣を要請する。	県危機管理防災局 災害対策課 (電話 099-286-2276)
作業員等	車両等による輸送が不可能なときは、作業員等により輸送する。労力の確保は住民の協力、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣要請等による。	県危機管理防災局 災害対策課 (電話 099-286-2276)

2 輸送条件

市は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して関係機関に要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の許可及び届出をうけている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する

ものとする。

第3 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、市は緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第17節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、近隣市町、県又はその他の医療機関の応援を要請し実施する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から権限を委任されたときは市長が行う。

2 救護班の編成

市は、災害発生により救護活動を実施する必要がある場合、市内医療機関及び伊佐市医師会と連携し、民生対策部を中心に救護班を編成する。

ただし、市で対処できない場合は、県に応援要請を行う。

始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎大口保健所管内の救護班の所在地は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511
伊佐市医師会	伊佐市大口鳥巢 450	0995-22-0589
伊佐市歯科医師会	伊佐市大口堂崎 155-33（たけ歯科医院内）	0995-23-0505

3 救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、避難所、小中学校等公共機関、災害現場等に救護所を設置する。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊・救護班と密接な連携を図る。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

市は、医療及び助産救護活動に必要な医薬品等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

2 医療品・医療用資機材の調達

市は、医療及び助産活動に必要な医療品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について市内の薬局等と協力し調達を図る。

第3 広報搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力により、災害拠点病院を中心におおむね国公立・公的医療機関等に収容し、状況により航空機等による移送を行う。

○ 災害拠点病院

名称	所在地	診療科目	電話番号
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・呼・循・小・脳内	0995-22-8511

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、市は関係機関と連携をとり、次の情報を収集し迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、市が指定している車両を使用し、状況により航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

・上記に掲げるほか、姶良・伊佐地域振興局伊佐庁舎大口保健所が作成した「災害時要援護難病患者への支援体制マニュアル」により支援を行う。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置に必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第18節 災害時要配慮者への緊急対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる災害時要配慮者が犠牲になる場合が多い。

特に、災害時要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の支援については、近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。

このため、市、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平常時から住民、自主防災組織の協力を得ながら、避難行動要支援者の安全を確保するための防災体制の強化を図る。

第1 地域における要配慮者対策

1 避難行動配慮者名簿及び個別避難計画の作成・活用

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を災害対策基本法第49条の10に基づき作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するかどうかは、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を踏まえて判断することとなる。

その際、要配慮者の避難能力の有無については、主として①警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動をとるうえで必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

〈要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲〉

生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

①要介護認定3～5を受けている方

②身体障害者手帳1・2級を所持する方（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

③療育手帳Aを所持する方

- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑤難病で避難する際に支援が必要な方
- ⑥80歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯（日中独居の者を含む）
- ⑦自ら避難行動要支援者名簿への記載を求める方等市長が必要と認める者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は名簿作成に必要な個人情報について次のとおり定める。

〈名簿作成に必要な個人情報〉

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害等の情報を要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握し集約する。

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

5 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、市は、広報紙や各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

〈避難支援等関係者となる者〉

- (1) 伊佐市内の自主防災組織
- (2) 伊佐市内の民生委員・児童委員
- (3) 伊佐湧水消防組合消防本部
- (4) 伊佐市消防団
- (5) 鹿児島県警察 伊佐湧水警察署
- (6) 社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会
- (7) 校区コミュニティ協議会
- (8) 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

6 避難支援等関係者への事前の名簿提供

避難行動要支援者名簿制度は、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにある。

市は、災害の発生に備え前述5の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

7 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものであるため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

市は、避難行動要支援者名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所に保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。

8 個別避難計画の作成

市は、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変化等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

9 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制を整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者等

に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難支援や安否確認等について協力を求める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

第2 支援体制の整備

1 避難のための情報伝達

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け、又は知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難のための立退きの指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

2 緊急連絡体制の整備

市は、在宅の要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるように、地域の実態にあわせ家族や地域の協力のもとに災害緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制の確立を図る。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

なお、市は、要配慮者への避難情報等の発信に当たっては、その特性に応じて伝達できるよう特に配慮することに努める。

3 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援に関しては避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとする。

- (1) 避難行動要支援者に対する避難誘導の方法等を定めるものとする。
- (2) 要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
- (3) 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。
- (4) 収容避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

4 防災教育・訓練の充実等

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の様態に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

第3 社会福祉施設・病院等における対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院の管理者は、入所者等が寝たきりの高齢者や心身障がい者（児）などのいわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 緊急連絡体制等の整備

- (1) 社会福祉施設や病院の管理者は、災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくとともに、特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。
- (2) 社会福祉施設や病院の管理者は、災害の発生に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院の管理者は、施設の職員や入所者等が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的を実施する。

また、施設の職員や入所者等が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者等の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施するとともに、特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的の実施するよう努める。

第4 避難行動要支援者への援助活動

市は、要援護者の早期発見に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 要配慮者の確認及び早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の避難状況の確認及び早期発見に努める。

2 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所
- (4) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

- (5) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合には、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

- (6) 応援依頼

救助活動及び要配慮者の状況を把握し、適宜県や近隣市町等へ応援を要請する。

【事態安定期の応急対策】

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

第19節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び伊佐湧水警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を県及び伊佐湧水警察署、消防署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

1 避難者情報の把握

市の避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。

2 避難者等との協力

避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災

組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

3 被災者への情報提供

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット環境、ファクシミリ等の整備に努める。

4 プライバシーの確保

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点あるいは高齢者、障がい者の視点に配慮した避難所の環境整備の充実に努める。

第3 広域的避難収容・移送

1 県への応援要請

避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（災害対策課）に要請する。

2 避難所管理者の設置

広域避難を要請したときは、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市長村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

3 受入れ体制の整備

県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。

4 避難所の運営

移送された被災者の避難所の運営は市が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

第20節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達・供給は市長が行うものとする。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む）

2 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

(1) 販売業者の手持米を調達する場合

市長は、県に必要数量を報告し、県の指定する販売業者から現金で米穀を買い取り調達する。

(2) 政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、上記(1)の「方法で調達不可能の場合、知事は農政事務所長と協議のうえ、知事又は農政事務所長は市長に政府保管米を直接売却するよう措置する。

第2 食料の供給

1 炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

(1) 炊き出し対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者
- ③ 災害救助従事者
- ④ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、その他必要のある者

2 食料供給の手段・方法

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、民生対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て、実施するものとする。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、炊き出し等について県に協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

3 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 精米200グラム以内 （1食当たり）
	応急供給受給者 精米400グラム以内 （1人1日当たり）
	災害救助従事者 精米300グラム以内 （1食当たり）
乾 パ ン	1包（100グラム入り） （1食当たり）
食 パ ン	185グラム以内 （1食当たり）
調整粉乳	200グラム以内 （乳児1日当たり）

4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、災害の規模等を参考にその都度定める。

第3 食料の輸送

1 市及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について、市長に引き取りを指示することができる。
- (2) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター等を利用する。

4 食糧集積地の指定及び管理

- (1) 市は、市集積地を活用し、調達した食糧の集配拠点とする。
- (2) 食糧の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

第21節 給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 給水の実施

1 情報収集

市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 通水状況
- (4) 飲料水の汚染状況

2 給水活動等

- (1) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。
なお、給水する水の水質確認については、県（大口保健所）に協力を求める。
- (2) 給水場所、給水方法、給水時間等について市防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (3) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (4) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (5) 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のための1人1日3リットル以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。

3 応援要請

激甚災害等のため、本市だけで給水の実施が困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

第2 給水の方法

1 給水の方法

給水の方法は、おおむね次のとおりである。

給水方法	内 容
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

仮設配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1)配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2)復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ペットボトル等による応急給水	ペットボトル等による応急給水は、製造業者等に提供を要請して確保し、必要に応じて配給する。

2 補給用水源の確保

- (1) 飲料水の補給は、主として資料編に掲げる上水道・簡易水道および自治会水道等の各施設を利用するものとする。
- (2) 湧水・井戸水等を利用する場合は、ろ水器等により浄水し又は浄水剤を投入して、飲料水の確保に努めるものとする。

第22節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等の供給は市長が行う。ただし、災害救助法の適用又は県で定める法外援護支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び供給は知事が行う。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市は、生活協同組合、スーパー、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大 品 目	小 品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外 衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は支給しない（以下同じ）〕
肌 着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊 事 道 具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光 熱 材 料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 生活必需品の給与

- (1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。
 - ① 被災者や避難所の状況
 - ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 被服、寝具、その他生活必需物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。
- (3) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (4) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。
- (5) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。
- (6) 給与又は貸与の方法

- ① 市において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画を作成し、調達要請する。
- ② 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区自治会長等の協力を得て実施する。

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付されてきた義援物資類の保管は、市において適宜保管場所を定めて保管し、金品については会計管理者が保管する。
- (2) 物資、金品類の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画をたて配分する。

3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し。直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。
 - ① 被服、寝具及び身の回り品
 - ② 日用品
 - ③ 炊事用具及び食器
 - ④ 光熱材料
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全焼・全壊 流失	14,700 円	18,800 円	27,700 円	33,200 円	42,100 円	6,200 円
半焼・半壊 床上浸水	4,800 円	6,400 円	9,600 円	11,700 円	14,800 円	2,100 円

第3 生活必需品の輸送

1 市及び県による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。
- (2) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等についてはヘリコプター等を利用する。

4 集積地の指定及び管理

- (1) 市は、あらかじめ定めた市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

第23節 医 療

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「救急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズの把握

市は、大口保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

市は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 高齢者、障がい者等災害時要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。このため、市は、県及び医療機関と協力して、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

(2) 精神疾患患者対策

- ① 被災した精神科病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神科病院に転院させるなどの措置をとる。
- ② 通院患者については、関係機関と連携を取り、治療の継続等の対応に努める。

(2) 近隣の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ、近隣の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第24節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 実施責任者

市長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 市における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準は、おおむね表1のとおりである。
(2) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量、おおむね表2の基準により積算した総量とし、罹災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(4) 家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行うものとする。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生管理に留意すること。
(5) 避難所の感染予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

	① 検病検査 ② 消毒の実施 ③ 集団給食の衛生管理 ④ 飲料水の管理 ⑤ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及び 広報活動	保健所長の指導のもとに、リーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

表1 消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準

災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下・便所周辺)	クロールカルキ (井戸)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	200 g	6 kg	200 g
床 下 浸 水	50 g	6 kg	200 g

表2 ねずみ族、昆虫等の駆除

災害の程度	薬 品 名	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロール ベンゾール剤 (井戸)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり 2ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 2ℓ 粉剤 1戸当たり 0.5 kg	1戸当たり 40 g
床 下 浸 水	油剤 1戸当たり 2ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 2ℓ 粉剤 1戸当たり 0.5 kg	1戸当たり 40 g

第2 食品衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第3 生活衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第25節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、浄化槽及び下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが予想される。以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、浄化槽及び下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用、浄化槽及び下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障がい者に配慮した設備を準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して浄化槽及び下水道機能の活用を図る。

また、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレの設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

① 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を確認する。

② 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、女性・高齢者・障がい者等に配慮する。

③ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくことと

もに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

① 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

② 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿の処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 市は、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事に幹旋を要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬業者などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

また、激甚な災害を受けた場合、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事に幹旋を要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた隣接の市町からの応援を得て、ゴミの収集、運搬及び処理に努める。

(2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ焼却施設等で適正に処理する。市長は、仮置場の予定場所を定め、おくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

第3 死亡獣畜の処理対策

1 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として火葬場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、大口保健所長の指示を受けて処理する。

(1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

(2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1 m以上とし、かつ、地表面 30 cm以上の盛土をすること。

(3) 死亡獣畜を埋却する場合には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、自力で除去するものとし、自己の資力で除去できない場合は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとするが、知事から委任された場合は市長が行う。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して、適当な集積場所をその都度選定する。

4 除去の方法

(1) 作業員の確保

除去作業は、建設対策部が当たるが、被害が大規模な場合は、消防団及び地元住民の協力を得るほか、必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。

(2) 機械器具の確保

作業に使用する機械、トラックその他必要機械器具は、市の機械等を使用する。なお、不足する場合は、建設業者の保有機材を調達するほか、災害の状況に応じて措置する。

5 障害物の保管等

- (1) 障害物の大小によるが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。

- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。

なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。

- (5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは、市の物品等の処分の例による。

第26節 行方不明者の搜索・遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、收容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、市長が警察、消防機関と協力して行い、遺体埋葬等は市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が実施するが、知事からの委任を受けた場合は市長が実施する。

2 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、次の事項を直ちに伊佐湧水警察署に通報する。

- (1) 行方不明者の人員数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域
- (5) その他行方不明者の状況

3 搜索隊の編成

市は、消防機関、住民等の協力を得て搜索隊を編成し、行方不明者の搜索を行う。

4 搜索の方法

- (1) 搜索の範囲が広い場合
 - ① 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
 - ② 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
 - ③ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
- (2) 搜索範囲が比較的狭い場合
 - ① 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
 - ② 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
 - ③ 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
- (3) 搜索場所が河川、湖沼の場合
 - ① 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。
 - ② 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
 - ③ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよ

く検討し、搜索を推進する。

(4) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

市搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等救護を要するものを発見したとき、又は警察より救護を要する者の引渡しを受けたときは、すみやかに医療機関に収容するものとする。

(2) 医療機関等との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう医療機関等と緊密な連絡を事前にとるようにする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容

市搜索隊が搜索の結果、災害による遺体を発見したとき又は警察等から遺体の引渡しを受けたときは、担架等により直ちに予定された寺院・公民館・学校等に収容する。

2 遺体の処理

- (1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。
- (2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置を実施する。
- (3) 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として本章第16節「緊急医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医の協力を得て行う。
- (4) 遺体の識別・身元の究明等に長い日時を要するとき又は遺体が多数で埋葬に長い日時を要する場合等は、遺体を遺体収容場所に一時保存する。

3 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

- ① 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。
- ② 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管場所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類、帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第3 災害救助法による実施基準

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

(3) 費用の範囲

舟艇その他搜索のため使用する機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際、死亡したものについて遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 処理の方法

現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案を行う。

(3) 検案は、原則として救護班によっておこなう行うものとする。

(4) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内

(5) 遺体処理に要する費用の限度

資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第1及び第2）」に定める額の範囲内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬を行う場合

- ① 災害時に混乱の際に死亡した者であること
- ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用の限度額

資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第1及び第2）P280」に定める額の範囲内とする。

第27節 住宅の供給確保

災害時には、住宅の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

- ① 災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

- ② 市のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

① 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その構造は組立方式住宅及び木造住宅とする。

② 資材の調達等

ア 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

イ 木造応急仮設住宅

・木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。

・労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

③ 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として市有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、その都度市長が決定する。

(3) 入居者の選定

① 入居資格

次の要件を満たす者のほか、市長が必要と認める者とする。

ア 居住していた住家が焼失、流出、倒壊して居住不能の状態にある者

イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者

ウ 自ら住宅を確保できない者

② 入居者の選定

市は、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

災害のため、住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

市のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

資材の調達等

- ① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ、九州森林管理局に行い資材の供給を受ける。
- ② 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、市は県と協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第28節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

上記(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保を検討する。

(3) 市の地域外操作

市で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

② 教育場所が公民館等学校以外の施設による場合は、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

④ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。また、被災地においては、伝染病発生の恐れが高いので、保健衛生について、特に留意する。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような装置をとる。

(1) 児童等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等と必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

- ① 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- ② 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び給与

1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については、市教育委員会において調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から委任を受けて市長が行う。

第3 文化財の保護

市は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第29節 義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金

1 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて住民に周知する。

2 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

3 配分

各実施機関で受領した義援金については、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資

1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援物資の配分

配分委員会は、被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、市を通じ、迅速かつ適正に配分する。

市は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

3 義援物資の管理

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第30節 農畜産物災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、作物毎に事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	対 象 災 害
(1) 水稻	風害、水害、干害、寒害
(2) 大豆	風害、水害、干害
(3) そば	風害、水害
(4) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害
(5) たばこ	風害、水害、干害、寒害、霜害
(6) 野菜	風害、水害、干害、寒害、霜害
(7) 果樹	風害、水害、干害、寒害、霜害
(8) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、霜害
(9) 茶	干害、寒害、霜害
(10) 飼料作物	風害、水害、干害、寒害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関との緊密な連携のもとに的確な状況の防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

(3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

市は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導に当たる。

2 対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林水産

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林林	風害、水害、干害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害

(2) 水産物

① いけすの被害防止対策

特に台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

② 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 家畜管理対策

市は、始良家畜保健衛生所と協力して、家畜の被害状況を調査するとともに、次のような措置を講じる。

- (1) 家畜伝染病の発生・まん延の防止のため、必要に応じ、予防接種、畜舎消毒等
- (2) 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の処分
- (3) 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

【社会基盤の応急対策】

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼす恐れがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう対策を講ずる。

第31節 電力施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第1 広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触れないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第2 九州電力株式会社の措置

- (1) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- (2) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- (3) 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。
- (4) 電力の需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- (5) 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第32節 ガス施設の応急対策

災害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。
- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは、県消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急対処に当たるものとする。
- (2) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れを止める。

3 出動条件

- (1) 出動に当たっては、通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内

に到着できるようにする。

- (2) 出勤者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出勤者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出勤の際には必要な資器材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 事故発生 の 連絡及び事故の状況報告に基づき、県消防保安課、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県消防保安課に提出する。

7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。

第33節 水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

市及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

市及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水地からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ③ 水質についての注意事項

第34節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

西日本電信電話株式会社は、次のような措置をとる。

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、N T T支店・営業所前に掲示するとともに、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第35節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 道路・橋梁等の応急対策

1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第2 河川・砂防施設等の応急対策

1 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第3章 特殊災害対策

第1節 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、市及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救助物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防止対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

5 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 活動体制

- (1) 事故災害復旧対策本部の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部を設置する。

- (2) 通信連絡体制

市及び各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察機関との連携を密にする。

- (3) 被害情報等の報告

市は、市域内被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

2 発生時の初動体制

- (1) 救助・救急

市及び道路管理者は、事故が発生した場合、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行うものとする。

- (2) 交通規制

市及び道路管理者は、事故が発生した場合、二次災害の防止及び施設の安全管理と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、市及び道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、う回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 避難誘導

市及び道路管理者は、事故が発生した場合、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の

確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

5 被災関係者等への迅速な情報の提供

市及び道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

6 復旧活動

市及び道路管理者は、事故が発生した場合、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第2節 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 危険物等災害の防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災組織の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物施設等の保安監督・指導

危険物による災害防止のため知事又は市長は、消防法に基づき次の予防措置を講ずる。

① 立入検査等の実施

ア 危険物施設の施行中又は完成時に検査を実施する。

イ 危険物施設の定期的立入検査を実施する。

ウ 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

② 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

③ 事業所における保安教育等の実施

事業者が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

④ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

(1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

(2) 自家用電気工作物施設は、保安体制の確立を図り、事故を未然に防止する。

(3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期検査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

3 災害応急対策への備え

- (1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等
 - ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
 - ② 災害時における緊急連絡体制を確保するため、非常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (2) 防災組織の整備
 - ① 応急活動実施体制の整備
 - ② 防災組織相互の連携体制の整備
 - ③ 広報応援体制の整備
- (3) 救助・救急・医療及び消火活動の整備
 - ① 救助・救急活動の整備
第1章第10節「救助・救急体制の整備」に準ずる。
 - ② 医療活動の整備
第1章第13節「医療救護体制の整備」に準ずる。
 - ③ 消火活動の整備
第1章第8節「消防体制の整備」に準ずる。
- (4) 緊急輸送活動の整備
第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。
- (5) 避難活動の整備
第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。
- (6) 防災訓練の実施
 - ① 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
 - ② 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

(1) 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

① 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア 情報及び警報等を確実に把握する。

イ 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての整備をいう。）の点検整備をする。

ウ 施設内の警戒を厳重にする。

エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤措置をとる。

② 災害発生の場合の措置

ア 消防機関及びその他の関係機関への通知

イ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

ウ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防止に努める。

エ 災害の拡大に伴って、近所の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。

(2) 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

① 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。

イ 現場救急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

i 初期消火、漏えい閉止等の作業

ii 付近住民への通報

iii 二次災害防止措置（火気の使用禁止、ガス容器の撤去、退避、交通規制等）

iv その他必要な措置（消火、除雪、医療、救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は、直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

② 通報の内容

ア 事故発生場所・日時

イ 現場（通報時の実情と、とっている措置）

ウ 被害の状況

エ 原因となったガス名

オ 応援の要請、その他必要事項

(3) 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

② 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

③ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

(4) 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支援物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので、次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- ① 災害発生時は、直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
 - ② 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
 - ③ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。
- (5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるときは速やかに次の措置を講ずる。

- ① 施設の管理責任者は、危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届ける。
- ② 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

3 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 被害情報の報告

(1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

(2) 市

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

(1) 救助・救急活動の整備

第2章第14節「救助・救急」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報計画」に準ずる。

第3節 林野火災応急対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 広報活動の充実

国、県、市及び消防機関は、森林保有者、林業労働者、付近住民等の森林使用車等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

- (1) 市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。
また、気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

3 防災組織の育成

市等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

4 予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

7 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

8 避難活動の整備

第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 活動体制

- (1) 現場指揮本部の設置による応急活動

市又は消防本部は、火災通報を受けた場合には、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣市町等への応援出動要請の準備を行う。

- (2) 空中消火体制

市は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプター等の派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

- (3) 通信連絡体制

市は、火災を発見した者から通報を受けた場合には、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報する。また、市は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

2 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

第2章第14節「救助・救急」に準ずる。

- (2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

- (3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報計画」に準ずる。

6 施設整備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- (1) 県、市及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 国、県及び市は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災

害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第4章 災害復旧・復興

【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧には、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合い等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周的な計画を立てる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。

3 事業計画の種別

前記1の災害復旧事業等の計画策定を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生都度の検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 砂防設備災害復旧事業計画
 - ③ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ④ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - ⑤ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

- ⑥ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

- (1) 知事は、市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

第1 市民生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設け、警察関係の相談に当たる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市を支援する。

2 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者の斡旋等を環境省と連携して行う。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれき処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管

理に十分配慮する。県では、そのための技術面の指導、監視等を厚生労働省と連携して行う。

4 がれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行う。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 罹災都市借地借家臨時処理法の適用手続き

- (1) 罹災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する市は、国土交通大臣に対し申請を行う。
- (2) 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副甲を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。
 - ① 市の面積
 - ② 罹災土地の面積
 - ③ 市の建物戸数
 - ④ 滅失戸数
 - ⑤ 災害の状況
 - ⑥ その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

	(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）			
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)
	支給額	100万円	100万円	100万円
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
	支給額	200万円	100万円	50万円
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				
申請先	県（市町村経由）			

第5 県単被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、市町村を通じて被災者生活資金が支給される。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者。ただし、(1)の支給対象者は除く。 (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯（1事業所）当たり20万円 上記(4)については1世帯（1事業所）当たり50万円

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施全体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害

	(3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時、遺族の生計を主として維持していた場合・・・・・・・・・・500万円 その他の場合・・・・・・・・・・250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施全体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 市の区域内において、住居も滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害者見舞金の額	当該災害により負傷した又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 ・・・・・・・・・・500万円 その他の場合・・・・・・・・・・250万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明者を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	一つの市町村の区域内において、住家の滅失した世帯が5以上ある災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

4 県単住宅災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (1)災害に該当するものを除く。）

	(3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に 対して支給
見舞金の額	1世帯当たり 10万円

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予

- (1) 知事又は市長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で県税又は市税の徴収猶予を行う。
- (2) 市長は、地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

第8 職業あっせん等

市は、公共職業安定所と連携し、被災者の生活再建のための職業のあっせんを行う。

第4節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行う。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸付けられる。 (1) 資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自立できると認められる世帯であること。 (2) 独立自立に必要な資金の融資を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の 手続 及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ、市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150 万円以内
償還期限	措置期間（6 ヶ月以内無利子）経過後 7 年以内に償還を完了するものとする。
利率	年 1 . 5 %（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

区 分	融 資 の 内 容 等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資 の負担割合	国 2 / 3、県 1 / 3
貸付申込 受付期間	被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日まで
貸付対象 世 帯	(1) 同一の世帯に属する者が 1 人の場合は、その所得の合計額が 220 万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属する者が 2 人の場合は、その所得の合計額が 430 万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属する者が 3 人の場合は、その所得の合計額が 620 万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属する者が 4 人の場合は、その所得の合計額が 730 万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属する者が 5 人の場合は、その所得の合計額が 730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額以下の世帯

	(6) 住居が滅失又は流出した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯
--	--

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額（円）	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主 が負傷した 場合（療養 期間が1 か 月以上かか ること）	(1)家財・居住ともに損害が ない場合	1, 500, 000	3. 0 %	10 年 以内	3 年	原則として 元利均等償還 半年賦又は年賦	連 帯 保 証 人
	(2)家財の損害はあるが住居 の損害はない場合	2, 500, 000	据 置 期 間 中 は 無 利 子	据 置 期 間 を 含 む			
	(3)住居が半壊した場合 （特別の事情がある場合）	2, 700, 000 (3, 500, 000)					
	(4)住居が全壊した場合	3, 500, 000					
2 世帯主 が負傷しな かった場合 （療養期間 が約1 か月 かからない 場 合 も 含 む）	(1)家財の損害はあるが住居 の損害はない場合	1, 500, 000			据 置 期 間 中 は 無 利 子		
	(2)住居が半壊した場合 （特別の事情がある場合）	1, 700, 000 (2, 500, 000)					
	(3)住居が全壊した場合 （(4)の場合を除く） （特別の事情がある場合）	2, 500, 000 (3, 500, 000)					
	(4)住居全体が滅失し、又は 流出した場合	3, 500, 000					

※ 「家財の損害」・・・家財の損害金額が家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

※ 「特別な事情」・・・被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により住居の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 イ 面積要件なし。 ウ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 エ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 オ 居住室、台所及びトイレを備えていること。 カ 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (2) 補修の基準 ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 イ 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 ウ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 エ 建築基準法の規定に適合すること。 オ 居住室、台所及びトイレを備えていること。 カ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害により災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって、災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主として災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有する者であること。
貸付の条件	(1) 建設の場合 ア 貸付限度額 住宅建設資金 土地取得あり 3,700万円（工事費の100%融資） 土地取得なし 2,700万円（工事費の100%融資） 住宅購入資金 3,700万円（購入費の100%融資） イ 貸付利率 機構の貸付利率による。 ウ 償還期間 35年以内（3年以内の据置期間を設けることができる。） エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込入から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6か月払い併用可）

	(2) 補修の場合 ア 貸付限度額 住宅補修資金 1,200万円（工事費の100%融資） イ 貸付利率 機構の貸付利率による。 ウ 償還期間 20年以内（1年間の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳 エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があつて債権保全上支障のない場合は、 6か月払い併用可）
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件 その他	災害復興住宅に同じ

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対し、次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めたものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めたものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めたものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金

貸付の相手方	ア 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災（政令で定めたものに限る。）、が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上ある旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5 a 以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けた者 イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被災時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者 ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者 エ 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市長の認定を受けた者 オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市長の認定を受けた者 カ 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、その者の平年における漁業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市長の認定を受けた者
--------	---

貸付利率	ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者・・・・・・・・・・年3%以内 イ 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である市長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・・・・・・・年5.5%以内 ウ その他・・・・・・・・・・年6.5%以内				
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）				
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法
			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）
			A%	B万円個人（（ ）は法人）	A% B万円個人（（ ）は法人）
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500（2,500）	80 600（2,500）
		一般農業者	45	200（2,000）	60 250（2,000）
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500（2,500）	80 600（2,500）
		一般開拓者	45	200（2,000）	60 250（2,000）
	林業者		45	200（2,000）	60 250（2,000）
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80 5,000
		漁船建造・取得資金	80	500（2,500）	80 600（2,500）
		水産動植物養殖資金	50	500（2,500）	60 600（2,500）
		一般漁業者	50	200（2,000）	60 250（2,000）

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんにあてるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸 付 利 率	年 6.5%以内
償 還 期 限	3 年以内
貸 付 限 度	2,500 万円以内、ただし、連合会については、5,000 万円以内（激甚法適用の場合は 5,000 万円以内、ただし、連合会については、7,500 万円以内）

2 日本政策金融公庫資金農林水産事業による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害者農林漁業者等に対し、貸付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和3年9月21日現在）

資金名	資金使途 ・内容	貸付 利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額 (万円)	融資 率 (%)
			償還 期間	うち 据置 期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16 ～ 0.20	10	3	一般 600 (特認:年間経営費等の12分の6)	—
農業基盤整備資金	農地、牧野の安全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.10	25	10	(下限 50)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.16 ～ 0.20	15 (果樹の改植又は補植) 25	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20t 未満	80
	共同利用施設	0.16 ～ 0.20	20	3		80
漁業基盤整備資金	漁港	0.10	20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	0.10	20	3	(下限 10)	80

林業 基盤 整備 資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.16 ～ 0.20	20 (特認 25)	3 (特認 7)		80
	樹苗要 請施設	樹苗その他の施設の 災害復旧費	0.16 ～ 0.20	15	5		80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けたものに限る。）

②災害救助法第2条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

③被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

④知事が特に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内（据置2年以内）

設備資金 10年以内（据置3年以内）

融資利率：1年以内 年1.6%

1年超3年以内 年1.8%

3年超5年以内 年1.9%

5年超7年以内 年2.1%

7年超10年以内 年2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合－0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行・南日本銀行・各信用金庫・各信用組合・商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽、銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市長等の証明書等

2 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保 証 対 象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し保証制度要綱等で別に業暦が定めている場合は、それによる。
相 談 ・ 申 込 先	各金融機関
保 証 限 度	個人・法人 2億8,000万円、組合 4億8,000万円（激甚災害保証の場合は別枠）
保 証 期 間	運転資金 15年以内、設備資金 20年以内 （激甚災害保証の場合 運転資金 5年、設備資金 7年以内）
保証人及び担保	原則不要（法人の場合は代表者）
返 済 方 法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45～1.90%（激甚災害保証の場合 年 0.87%）

※「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引

担保の提供がある事業者－0.1%割引

3 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6か月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200 万円以下 年1.80%

融資額200 万円超600 万円以下 年1.35%

融資額600 万円超1,500 万円以下 年0.90%

※ 補助率は、県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5 年間

補助対象額：借入金1,500 万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・ 災害により被害を受けたことの市長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・ 事業報告書
- ・ 市長が必要と認める書類